

三條民商

三條民主商工会
三條市興野 2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2021年6月28日
2471回

三條民商第74回・共済会第37回総会

とき・・・7月18日(日)

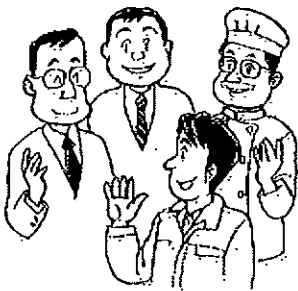
午前10時～12時終了予定

ところ・・・三條東公民館 和室

未だコロナウイルス感染症拡大の収束が見通せない状況であり、残念ながら今年も少数・小規模開催とします。

参加を希望される会員は
早めに事務局までご連絡
ください。

※昼食および懇親会はありません。



次回記帳会のご案内

とき・・・7月10日(土)午前9時30分～正午
ところ・・・民商事務所
税理士の坂井建一さんも来られます。
税金について聞きたいことはありませんか。
授業形式ではないので、気軽に足を運んで
ください。

栄支部 暑気払いのご案内

日時 7月23日(金)午後6時
場所 割烹食堂 中越
会費 5,000円
参加申込 池田信一 (池田塗装所)



TEL&FAX:0256-38-2670

※電話の場合は平日昼間にお問い合わせください。

締め切り 7月9日(金)

「栄支部以外の方も歓迎します!!」

共済会からのイベント予告

昨年好評だったバーベキューを、今年は9月12日(日)に開催します。
詳細は後日お知らせするので、まずは予定を空けておいてください。

インボイス 10月から登録申請始まる

先ごろ来所した課税事業者の方から「うちは免税業者とも取り引きしているのだけれど、インボイスが始まったらどうしたらいいだろうか」と訊かれました。

- ・ 仕入税額控除ができない分の値引き
- ・ 課税事業者への転換
- ・ 取引の中止

このいずれかを求めることになるのではないのでしょうか。(そうでなければ、仕入控除できない分の消費税を負担することに...)

- ・ 免税事業者からみれば、それは危機的状況です。
- ・ 値引きの強要
- ・ 課税事業者への実質的強要
- ・ 取引からの排除

インボイス制度実施で50万とも言われる免税事業者が廃業に追い込まれかねない状況です。民商では「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」への賛同をお願いしています。再来年に迫った実施の延期、中止、見直しへ声をあげていきましょう。

※ぜひ裏面もご覧ください。

源泉所得税の特例納付期限は7月12日(月)です

「源泉所得税および復興特別所得税」(源泉徴収)の納期特例を受けている事業所は 上半期の源泉預り分を納めましょう。
役員、従業員それぞれの源泉徴収簿(令和3年分)は用意してありますか?

『源泉徴収税額表』の税額には復興特別所得税相当額が含まれていますので、そのままの計算で大丈夫です。

インボイス(invoice) = 一般に「納品書、請求書」の意

日本では訳語を、消費税法で「適格請求書」としました。
記事は商工新聞5月31日号を参考にしています。
事務局に見本紙がありますので、請願とともに会外の方への周知に活用してください。

法律相談のご案内

工藤和雄弁護士による法律相談を受け付けています。
希望される方は日程を調整しますので事務局までご連絡ください。

